

2026年1月16日

各 位

株式会社 大垣共立銀行

NISA総投資簿価残高のお知らせの開始ならびに 電子交付書面の追加について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年以降のNISA制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800万円)が設けられています。非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設した全てのNISA口座における購入残高の合計(以下「NISA総投資簿価残高」となります)となります。

これにともない、2026年よりお客さまへNISA総投資簿価残高をお知らせいたします。

また、電子交付サービス※における電子交付書面にも、NISA総投資簿価残高を追加いたします。

※電子交付サービスとは・・・

投資信託取引にかかる報告書類を電子媒体にて交付するサービスです。

電子交付書面の閲覧には、本サービスへのお申込みが必要となります。

記

1. 対象のお客さま

・前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ当年に当社で非課税枠をご利用いただいているお客さま※

※2023年12月末に終了した旧NISAについては対象外になります。

2. お知らせの名称

・特定累積投資勘定基準額等通知書

3. お知らせの方法

・電子交付でお知らせします。

・電子交付サービスをご契約されていない場合は、郵送でお知らせします。

※初回のお知らせは、2026年3月中旬の予定です。

4. お客さまへのお願い

・お届出の氏名・個人番号(マイナンバー)に変更が生じた際は、お早めに取引店にて、変更のお手続きをお願いします。複数の金融機関にNISA残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。

・変更のお手続きが未了の場合、お客さまへ正しいNISA総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

●NISA制度の内容は関連リンク先をご確認ください。

以 上